

シモン・ド・モンフォールのパーラメント、一二六四、六五年

著者	朝治 啓三
雑誌名	關西大學文學論集
巻	55
号	3
ページ	A1-A20
発行年	2005-12-20
その他のタイトル	Simon de Montfort's Parliament, 1264, 1265
URL	http://hdl.handle.net/10112/12543

シモン・ド・モンフォールのパラメント、一二六四、六五年

朝 治 啓 三

はじめに

一二六五年のいわゆるシモン・ド・モンフォールの議会の歴史的意義を考察する。それはイングランド庶民院の起源であるとの説明が、今日でも高校生向け世界史教科書には見られる。しかし専門研究者の間ではこの種の見解は、一九世紀後半イギリス帝国が繁栄し、その当時の政治形態としての議会制度を高く評価した上で、その起源を出来るだけ古い時代へと遡らせることにより、イギリス国民が持つ先進性を強調するための意図から生まれたものとして退けられている^①。

パラメント (Parliament、議会) という語がイングランド史の公文書に登場するのは、一二三六年が最初であるといわれている^②。文脈からするとそこでは、司法判断を下すべき機会としてパラメントの語が使用されている。一二五八―六五年のいわゆるシモン・ド・モンフォールの乱に際して、公文書にはパラメントの語が何度も登場する。この時期のパラメントについて例えばカーペンターは、スタップズ説を紹介したのち、次のように述べる。「一二五四年までは国王もバロンも、州のことを考慮に入れる余裕が無かったことは明らかである。(中略) 一二五八年の

パーラメントは依然として、国王に課税を承認するための、諸侯だけの集会であったと考えられる。」「一二六四年六月のパーラメントは画期的な事件となった。その後のパーラメント的集会が持つことになる、すべての特徴が登場した最初の事件であった。騎士は彼らの州の代表であり、彼らがパーラメントへとやって来たのだ。(中略)こののち二月にはシモンは騎士を再び召集した。各都市から二人ずつ、さらに都市からも代表を召集した。一二六五年一月から三月のパーラメントでは州と都市の代表が共に出席する最初の機会となった。パーラメントの萌芽である。⁽³⁾我が国にも一二六五年をパーラメントの開始年とする見方がある。⁽⁴⁾

一 一二六四年六月のパーラメント

一二六四年五月一日、南英サセックスのリユイス北郊の丘陵における戦いで、国王、王弟、王子をとらえて勝利したレスタブシモン・ド・モンフォールは国王との間にリユイス協定を結び、その上で六月にロンドンでのパーラメントへ聖俗諸侯を召集した。同時にこのとき、この度新たに設置された各州の治安官 *custos pacis* 宛て令状には、それぞれの州から *electos* された四名の騎士をパーラメントへ送るように規定されている。そしてこのときのパーラメントでは、新しい事態に即した王国経営の方針として「統治の形態」が決定された。その中に「*ordratio* は国王陛下、そして高位聖職者、バロン、そしてそのとき出席していた *communitas* の同意、意思および命令によりロンドンで作られた」という箇所が見られる。⁽⁵⁾ このときのパーラメントには聖俗諸侯以外には、召集されたのは上記のように州代表の騎士であるので、この文中の「community 共同体」とは州騎士を指し、しかも彼らが「同意した」ことが特記されている。⁽⁶⁾ 州の代表としての騎士を召集した点を高く評価したカーペンターは、次のように述べる。「一二五八年には地方行政組織全体がオーバーホールされ、騎士やそれ以下の階級の不満を是正するように変えられた。

(中略) 一二六一年には国王側も改革派バロン側も、騎士の支持を求めて、それぞれウインザーとセント・オーバンズで対抗しつつ集会を開こうとした。次いでシモン・ド・モンフォールはこれらの事件の論理的帰結として、一二六四、六五年の有名なパラメントへ騎士たちを召集したのである。⁷⁾つまりシモンが彼らを召集した理由は、諸侯が騎士のための改革をしたので、騎士は諸侯の運動を支持するはずであるとみなしたからということになる。⁸⁾これは、このときの召集令状にある *per assensum ejusdem comitatus ad hoc electos (chosen by the assent of the county)* という箇所、とくに *electos* の語を近代的な意味での「選挙」と解釈した結果である。⁹⁾

ここでは *electos* の当時の用法によつては、別の考え方があり得ることを示しておく。メイトランドはこの箇所の *electos* の意味を「選挙」されたと見なしている。¹⁰⁾ホルトも同様の解釈を述べているのであるが、別の箇所では実際に選挙がなされたのかを問い、召集令状発行日とパラメント開催日との間の日数から考えて、短い場合には実際には選挙は行われず、シェリフや治安官が指名した人物が送り出されたと結論している。¹¹⁾中世ラテン語辞典で調べると、一二六〇年代に *electos* が今日的意味での「選挙された」という意味を表すという例は見あたらず、当時の用例としては *chosen, selected, picked* の意味の例が掲載されている。¹²⁾では州裁判集会における出席者によつてではないとすれば、誰が選んだのか。一二六四年六月の場合にはこの令状が宛てられ、騎士を送るように命じられた新任の治安官であろう。このときの治安官はリュイスでの勝利の後、レスタ伯と彼の政府が国王軍に与したもののからの反撃に備えて地域防衛のために設置した官職であり、それまでのシェリフの軍事権限を彼らに移した。任命された治安官名はすべて判明しているが、彼らがシモン・ド・モンフォール派の人物であったことについては別稿で述べた。¹³⁾このときのパラメントに送られた騎士たちが州の住民によつて選挙され、代理権をゆだねられた「地域代表」ではなかった可能性は否定出来ない。¹⁴⁾

つぎに「州の同意を経て」の箇所が意味するところであるが、一二六四年六月の場合、四日に治安官宛てに召集命令が出され、パーラメント開催日が二二日であり、「統治の形態」がパーラメントで決定されたのが二四日であるので、州裁判集会を開き代表を選出し、彼らがロンドンに赴き、さらに諸侯と協議するという暇はあつたのかという疑問がわく。その際、代表者が州の総意を体现するよう召集者側から要求するときの *plena potestate* 十分な権限を持つてという、次の王の治世に見られる定型句は今回の召集状には付いていない。「同意を経て選出する」とは書いてあるのだが、パーラメントでの交渉とその結果が州全体を拘束することへの承認までは触れてはいない。

ホルトは一二六四年六月の州からの騎士召集について、彼らはレスタ伯の政府が決める「統治の形態」を押しつけられるために召集されたものと見なしている。彼らには交渉、協議する権限は与えられてはおらず、ましてや立法する権限は言及されてさえいない¹⁵。一四世紀エドワード二世期以降にイングランド議会が備えるようになる条件を、この度のパーラメントは備えていないと言わざるを得ない。なおパスケによれば、召集令状はグラムとチェスタを除く全州に送られたはずであるが、ミドルセックス、サリ、ラトランド、ハーフォード、ランカシアには、令状が宛てられたという確認はとれていないという¹⁶。すべての州から代表を集めたという認識の根拠が問われている。一二六四年の「シモン・ド・モンフォールの議会」は議会としての条件を欠いており、庶民院の起源と呼ぶことは困難である。

二 一二六五年一月のパーラメント

次に一二六四年一二月に召集され、一二六五年一月二〇日から開催されたパーラメントについて検討する。この度の召集令状は一二月一三日にウインザーから大小修道院長、司教宛てに発行され、次に一二月二四日にウッドストックからその他の修道院長や司教、また伯・バロン宛てに出され、さらにその八日後に各州シェリフ、ヨーク、リンカ

ンその他の市民へ、さらに五港都市のバロンたちへと出された。ノリッジ司教には二月二六日に単独で発行されている。この令状にはパラメントという語は使用されず、また修道院長の名が司教より先に書かれている点は異例である。¹⁷この「パラメント」は初めて都市民が召集された点があり、召集者のシモンを「庶民院の創設者」と見なす見解もこれを根拠にしている。¹⁸因みに召集された都市名は上記二つ以外は、令状そのものが現存しないので不明である。都市民への召集状をシェリフ宛てではなく、「都市民」に直接宛てる点は今回の召集の特徴である。¹⁹

シェリフ宛て、そして都市民宛の令状には独自の文言は用いられてはおらず、聖俗諸侯と同じ用件により召集されたと判断し得る。それはリユイス協定により軟禁中の王子エドワードの釈放についての案件、さらに王国全体の平和実現と用益 *utilitatem* の決定に際して貴下等の助言無しには決めたくない、というものである。前者の案件は、国王とレスタ伯との間で結ばれたリユイス協定、および一二六四年六月の「統治の形態」に関する、いわば体制維持を保証する問題に関するもので、それを他の聖俗諸侯や州代表や諸都市代表から助言を受けて決定すると述べている。後者の案件は一二六四年四月のノーサムプトンの戦い以来の国内の争乱状態の解消を目指すというのであるが、これもすべてのイングラント住民に関するというよりは、国王派諸侯とレスタ伯派諸侯との間で決着が付けられるべき問題であろう。州の住民や都市民にとっての関心事は、一二五八年の国政改革運動開始以来の課題、すなわち封主封臣関係に起因するトラブルの解決であり、また国王の恩顧政治に対する不満の解決や、諸侯の現地役人による現地住民への圧力行使への不満の解決などである。これらに関する「討議」については召集令状には全く言及がない。つまり召集者と被召集者との思惑は全く異なっており、後者は前者から助言を期待されたとしても、答えようが無いのではないか。それでも出席したとすれば、助言にかこつけて自分たちの独自の要求を改革派政府に分からせようと努めるためであろう。²⁰いずれにせよこの「パラメント」で何が話し合われたのかは、記録が残っておらず不明である。他

の史料に糸口を見つける他はない。

では何故レスタ伯の政府はわざわざ州や都市の代表を新たに召集したのか。トレハーンは「シモンは一二六一、六四、六五年のパールメントへ騎士を召集し、なされるべきことについての討論と決定において実際に役割を演じさせた。というのは彼が彼らの協力と同意を必要としていたからである」と述べる。そして「代表制という方法によって構成員を増やすことで、パールメントの基礎を広げるといふ試みが発達するにつれて、召集令状は以前にもまして、従来からの諮問会議的集会の持つ王国全体にとつての公的重要事の討論や決着について、共同決定という目的を強調し始めた」と述べ、パールメントの従来からの構成員である諸侯と、新たに召集された州や都市の代表との決定における対等性を強調した⁽²¹⁾。同じ問題点について、城戸氏は「レスタ伯は諸侯勢力の大多数の支持をうる事が出来ない状況の中で、社会的により下層の人々の間における自己の支持勢力を結集する目的で、州の騎士や都市住民の代表を召集したのだといえる」と述べている⁽²²⁾。

「支持勢力を結集する」といふ言葉が、シモン等諸侯が州・都市代表と国政全般について対等に協議し決定するという意味になりそうにないことは既に述べた。「諸侯勢力の大多数の支持をうる事が出来ない」状況を克服することが目的であるとすれば、州や都市の代表との協議がどれほどの効果があるのだろうか。仮に会合の場での協賛を得たとしても、既に諸侯の大半がレスタ伯を見捨てている状況を改善し得るとはいえない。むしろこの時点でレスタ伯政府にとつて必要なのは、直接的には、辺境諸侯の反抗や、海外からの傭兵動員を準備する王妃やリュジニヤン家異父兄弟たちの勢力と対決するに十分な、軍事力であろう⁽²³⁾。これについては拙著で既に述べた⁽²⁴⁾。もう一つの論点は在地領主層や有力市民間の意見が各州、各都市ごとに異なっており、それぞれの内部でも一つに纏まっていたわけでは無いということである。仮に州や都市「代表」が「十分な代理権」を持って参集することと命じられていたとしても、

そして参集した会場で、レスタ伯政府から協賛を命じられてその「決定」を州や都市に持ち帰ったとしても、それぞれの社会の指導的住民が一致して命令に従うという保証はない。この論点については拙著で例を挙げて説明した²⁵。

これらの事情を考え合わせると、レスタ伯政府が州や都市の代表をパラメントへ召集した理由は、地方社会の住民一般を満遍なく自己の支持者にしようとしたためとはいえないことが分かる。むしろレスタ伯は各地に散らばっている自己の支持者を選択して召集したと考えられる²⁶。前年の一二月に出された召集状がすべての諸侯に一括して出されたのではなく、また反レスタ派の諸侯には送られなかったことはこの推定を裏書きする。都市宛の令状はリンカンとヨークの他には具体名が書かれていない。一部の州はシェリフが代表を送らなかつた。非常時における事務方の混乱と考えることも出来るが、フランスからの国王派の軍事力導入に対する防衛の拠点としての五港都市に、他の都市よりも多数の代表者を送るように命じている点からは、召集が軍事的配慮のもとになされたことを暗示する。とすればこのときのパラメントを、立法権を持った「国民」代表や地域社会代表が、国政を議し決定した「最初の議会」と見なすことは出来ない。

因みにレスタ伯はこの後、一二六五年六月にロンドンで開く予定のパラメントを三月中旬に召集したが、その際には都市代表を召集する令状は発行されてはいない²⁷。都市の代表をパラメントへ召集するということをシモン・ド・モンフォールの議会史上の功績とするには、不都合な事例である。一二六四、六五年のパラメントは、レスタ伯シモン・ド・モンフォールの党派的な集会の性格が強²⁸く、国政を議し、国の意思や制度を国民代表が決定する場としての「議会」の起源とはいえない²⁸。

三 国制史上の意義

上述のごとく、レスタ伯の政府は当時の政治的理由によって一二六四年と六五年にパーラメントを召集した。すなわち一二六四年六月の場合には、リュイスから逃亡した反レスタ伯派の諸侯の反抗や、海外からの侵入に備えて治安官を設置し、新政府の統治方針を周知させるために、そして一二六五年一月の場合には、ウェイルズ辺境諸侯の反乱や海外からの軍事的侵入に対処するために、まずは軍事力、ついで金銭的支援を必要とするという政治的事情があった。⁽²⁹⁾ そのような政治的理由はともかく、この時期にレスタ伯の政府がパーラメントへ、諸侯の他に州代表や都市代表を召集したことの国制史上の意義は何か。

開封勅書録や封緘勅書録などを見ると一二六四年一月から一二六五年三月にかけて、レスタ伯の政府は、州や都市に対して海外からの軍事的侵入に対して警戒するよう繰り返し命令を出している。例えば一二六四年一月一七日にはサリとサツセクスのシェリフに対して、ペヴェンジー城の守備を小シモン（レスタ伯の息子）に命じたが、彼に金を宛がうなどの援助をせよと命じている。同日五港都市のウインチエルシーとライに宛てて、許可無く渡航してはならず、また来航したりする者を受け入れてはいけない、さらに分別ある市民四人をロンドンへ送るようにと命じた。一二六五年のパーラメント開催以後にも例はある。⁽³⁰⁾ いずれもそれぞれの都市や州へ個別に命じている。国王から軍役で土地保有する者たちへの封建軍召集も命じている。⁽³¹⁾

金銭的援助のための課税については、一二六四年、六五年ともパーラメントでそれを求めたという記事は見られない。因みにマディコットは、レスタ伯がこの時期に私的利益を優先させ、国王からの援助や官職からの収入を私したと見なしている。すなわちレスタ伯夫人のイリナは先の夫であるペムブルック伯の寡婦産分として、年に四〇〇ポンド

ドの収入を得る権利をヘンリから与えられていたが、その支払いは不確定であったので、新たに調査委員会を設けて確実にしようとした。また息子ヘンリをエスチータに任命して、国王派の人物からの接收地をまず確保しその余禄にあずかろうとした、と見なしている⁽³²⁾。しかし収入権の調査をしてもその収入がすぐに入ってくるとはいえず、役職からの利権もすぐに金銭化出来るわけではないので、レスタ伯の私心を推し量ることが出来ないことと併せて考えても、マデイコットの予想は妥当とはいえない。但しレスタ伯の軍に傭兵がいたことは事実である⁽³³⁾ので、伯が金銭を必要としていたことは間違いはない。いずれにしてもパーラメントでレスタ伯が課税提案をしたという証拠はない。

パーラメントへの召集状に書かれた「エドワードの釈放と王国に関するその他の事項協議」という召集目的は、文字通りのものであったのか否かを次に考えてみる。このパーラメントの議事録にあたるものは残されてはいないので、他の記録から推測するという方法をとらざるを得ない。召集状に記された開会日は一月二〇日であるが、実際にその日に開会したのか否かは正確には分からない。二月一五日にヨークシアのシェリフに対して当該州の代表がパーラメントに出席するために要した費用を、州共同体で負担しなさいという令状が発行されている。このことからトレハーントとサンダーズは、パーラメントはこの日までには終了していたと見なしている⁽³⁴⁾。しかしその後二月二三日にパーラメントに代表を送ってこなかったシュロップシアとスタフォードシアのシェリフに対して、三月八日までに代表をそのときパーラメントが開かれている土地へと送るようにとの命令が出されている。また三月一〇日頃にはエドワードの釈放を命ずる内容の決定がなされている。これらことからマデイコットはトレハーン等の説を批判して、パーラメントは少なくとも三月一〇日までは続いていたものと見ている⁽³⁵⁾。一三〇五年のパーラメントに関するメイトランドの有名な解説をまつまでもなく、日付に関するこの間の事情は次のように理解出来る⁽³⁶⁾。すなわち州代表は二月一五日までに帰郷を許されたが、パーラメントはその後も諸侯たちだけで続けられ、三月一〇頃に召集の主要課題に決着を付

け、その後解散したのであろう。この推測は次の事実によって裏付けられる。すなわち六月八日にレスタ伯政府は国王の名でランカシアの全住民に対して、ロンドンでのエドワードの釈放に関する決定 ordinance について、諸侯たちは宣誓したが、「王国の共同体」は（まだしていないので）、それぞれの州ごとに宣誓し、王国の平和を守るよう武器を取れ、と命じる決定を下した⁽³⁷⁾。つまり最初のロンドンでの宣誓の際には、「王国の共同体」は決定の場にはいなかったことになる。ここでの「王国の共同体」は文脈上「州の騎士」とも読めるので、上記の解釈が成り立ち得る⁽³⁸⁾。すなわち「州の騎士」はパラメントの場では、諸侯と対等の立場にいる訳ではなかった。

二月一五日までには帰郷していたので、州代表の騎士たちはパラメントでの「決定」には参加していないことは明らかである。では何の目的で召集されたのか。また会期中彼らは諸侯と協議したり、自分たちの要求をレスタ伯の政府に提出したのか。これらの疑問に直接答える史料は存在していない。軍事的土地保有者である騎士が州代表として出席すると分かれれば、直臣である諸侯が彼らに期待するものは軍事的援助であろう。既に見たようにパラメント召集前にも南英のいくつかの州や、五港都市には軍事的協力を命ずる令状が出されている。パラメントに政府を支持する一定数の州代表の騎士たちが集まった機会に、彼らから集团的協力の合意を取り付けることが出来れば、レスタ伯の政府としては上出来であったろう。先に見たヨークシアのシェリフ宛てに出席した州代表の旅費を共同体で負担するよう命じた勅状では、「エドワードの釈放とその他の余の王国の緊急を要する必要事項について余のカウンシルと協議し」とあり、彼らが軍事的協力の議論に参加したことが示唆されている⁽³⁹⁾。彼らが何かを要求したのか否かは不明である。軍事的協力を命じられて、諸侯と協議したことが推測されるばかりである。帰郷したのはこの問題では決着が付いたからなのか、あるいはエドワードの釈放については彼らは関知しなくてもよい、と諸侯も州代表も認識していたからなのか、推測するのみである。政府からの命令や要請に対して、レスタ伯を支持する州の代表たちは集

団で協議に参加した、というのが史料が語る内容である。

軍事的協力は主として州代表の騎士が担い得る任務であるが、もう一方の都市代表には何が期待されたのか。三月一四日付のエドワードの釈放を規定した国王の「命令」からは、都市代表がこの決定の場になかったことが推測される。国王は諸侯に対して、釈放条件と一二六四年六月の「統治の形式」との遵守を約束したのである。この文の中にロンドン市民と五港都市民が登場する箇所がある。「リュイスの戦いの際に、国王と戦ったレスタ伯やグロスタ伯、その支持者や諸侯たち、ロンドン市民や五港都市民を敵として追究することはない」とし、この命令に背くものは「廃嫡処分にする」と宣言した⁽⁴⁰⁾。一二六四年五月のリュイスの戦いにはロンドン市民は軍事力もって参加したから、この記述はそのときのことを対象にしているのであって、一二六五年三月中旬の事態ではない。

レスタ伯政府が三月中旬の時点で最も必要としていたものが軍事力と金銭であったことはマデイコットも認めているが、そのうち金銭の出所を彼が国王からの恩顧や官職からの余禄に求める点は既に言及した。この時期にレスタ伯はかなりの軍勢をつれて西英各地を転戦し、三月後半に、妻である王の妹イリナの住むオディラム城に滞在した時には、一〇〇ないし一五〇人の騎士と一六〇頭の馬をつれていた。その中には金銭契約の騎士もいたと年代記に記されているので、これを賄う金銭が必要であったはずである⁽⁴¹⁾。ではその金をどうすれば確保出来るのか。恩顧や余禄だけで十分であったのか。これらの問いに直接答える史料は見つかっていない。

ではレスタ伯は一二六五年一月パースラメント召集の際にも、ロンドン市民と五港都市民に金銭的協力を求めたのか。角度を変えて、金銭徴収の方法から考えてみる。レスタ伯に可能な収入確保の道は何かあったのか。国王の場合には王領地（都市と農村）にタリッジ tallage を課す、封建的援助金 aid を要請する、封臣から軍役代納金 scutage を取り立てる、長男の騎士叙任などの際に特別税 subsidy を課すなどの方法がある。国王ではないレスタ伯にはこれらの

方法は採れない。但し援助金 *grants* については可能性がある。かつてロンドン市が国王に対してタリッジをやめて援助金を支払うと申し出た前例があるからである。一二五四年ヘンリがガスコーニュへ遠征してイングランドを留守にしている間、国王代理となった王妃と王弟は国王からの次のような依頼を受けて、援助金徴収を王国の全住民に対して行った。ヘンリは一二五四年三月三日に「共同体全体、高位聖職者、有力諸侯、騎士、下級聖職者」に手紙を書き、共同体の協力無しには戦えないといった。この国王の依頼を取り扱うために、各州シェリフ宛てに、州代表の騎士二名を中央へ送るよう命じられた⁽⁴²⁾。しかしマデイコットが新たに発見した史料によれば、ミドルセックス州のシェリフが州内の騎士は州代表になるのをみな嫌がり、代表を見つけられない、仕方がないから二名の名を書いて送るが、彼らも拒んでいるという記事が読み取れる。因みにオクスフォードシアとデヴォンシアでもすべての騎士が拒否したという⁽⁴³⁾。結局このときには国王代理は封建大会議において援助金を拒否された⁽⁴⁴⁾。一二五四年当時は州代表の騎士はパラメントへ出席したくてもうずうずしていたわけではなく、代表は州の集会で選挙され権限委任を受けたのでもなく、シェリフがむりやり指名していたのである⁽⁴⁵⁾。

ところが都市の場合には事情が違っていた。翌一二五五年ヘンリは王領都市にタリッジを課した。その徴収は国王の徴収役人が王領地を巡回して概算で課税評価を行い、丸めた数字 *lump sum* (概算額) を代表者から取り立てるという方法が用いられた。王領地ごとに評価方法や額が異なるという意味では個別的であり、集団による合意に基づくものではないという意味では恣意的な性格の強いものであった。そのときロンドン市はタリッジを拒否し、代わりに諸侯たちが国王との協議で決定する方式で賦課される援助金 *grants* を納めると申し出た。しかしヘンリはその申し出を拒んだ⁽⁴⁶⁾。ロンドン市は恣意的な賦課よりも、協議と合意による課税を望んでいたといえる。実は国王にとっても収入確保という点では、タリッジよりも援助金の方が安定していた。ミッチェルは「ヘンリ三世治世末までには動産課税

への有力諸侯による承認が発展した」と述べている。と同時にこの方式は都市には当てはめられていなかったとも述べる。例えば一二六九年の十字軍課税の時点では、国王は収入源の直接確保、つまりタリッジ賦課権の堅持策を優先していたのである。⁴⁷ところが一二七五年四月、エドワード一世の第一議会では諸侯と共に、都市代表も州代表もパラメントへ召集され、その場で国王に対して *nova custuma* が承認された。⁴⁸ レスタ伯がパラメントを召集した一二六五年一月時点では、都市への動産課税を、召集された諸侯に同意を求めるといふ行為はなされなかったようである。諸侯の一致した協力があれば、彼らの同意を根拠に国王の名前で、支持者である州や都市の代表たちに、課税することが可能であったかもしれない。しかし当時レスタ伯は孤立していたので、経済援助を提案する資格さえなかったといふべきであろう。都市への課税の承認を、都市自身ではなく諸侯の集會に求めるといふのは、封建社会ならではの事情であろうが、一二六五年一月にレスタ伯の政府が初めてパラメントへ限られた数とはいえ都市の代表を召集したとき、この状況が変化して、政府が都市自身から集团的同意を取り付ける状況が現れたといえよう。⁴⁹

経済の重心が農業収入にある社会から、羊毛産業や商業・金融の役割が大きい社会への移行に伴い、個別賦課方式よりも集团的合意に基づく課税方式の方が、担税者にとっても徴収者にとっても都合が良くなりつつあった。⁵⁰都市にとつては国王や政府からの金銭的賦課は好ましくないことではあるが、それが恣意的であるよりは、合意に基づく方式の方を選んだであろう、その際、都市が個別に国王と交渉するよりは多くの都市と共同で、さらには諸侯や州代表とも共同して交渉する方が、少なくとも不公平感は少なくなったであろう。州や都市の代表をパラメントへ召集することによって、レスタ伯の立場が強められたかといえ、上述したように軍事的あるいは金銭的な協力要請は伯かになされたかもしれないが、実際に協力が得られたという証拠は見つかっていない。

一二五〇年代には政府の主導権は有力諸侯に掌握されており、パラメントは第一義的には封建大会議であった。

一二六五年一月のパラメントに集まったのはレスタ伯を支持する諸侯と州や都市の代表であったから、王国住民全体を集団として代表する人々の集会だったとはいえない。レスタ伯が政治の主導権を取り得たのは、国王や王子を事實上の人質にしていたという政治的理由にもよるが、むしろ一二六四年六月のパラメントにおいて、「統治の形式」が可決され、それに基づいて三人の有力諸侯からなる国王助言人と、九人の諸侯からなる国王評議会とが国王を補佐するという政治形態が話し合いで成立していたからである。しかし一二六五年一月には三人の助言人団のうちグロスタ伯が離れたためレスタ伯は孤立し、彼の政府は王国の全住民を代表するとはいえなくなった。このとき召集されたパラメントはその意味で、党派的なパラメントであった。召集状を送られた州や都市の名も、また実際に出席した州や都市の名も、二、三を除いて正確には分かってはいない。この状況の中でレスタ伯と彼を支持する諸侯たちは国事決定の主導権を握ったまま、エドワードの釈放や、国内外の敵に対する王国平和を維持する軍事的協力について、集まった州や都市の代表者団と協議したのである。この点は一二六五年一月のパラメントの国制史上の意義と見なせるであろう。しかしこれは形式はともかく実質的には党派的会議であるゆえ、のちにコモンズと呼ばれるような団体あるいは身分が、この召集でもって一気に結成されたと見なすことは出来ない⁽⁵¹⁾。また王国住民全体を包み込むという意味での王国共同体という実体が、存在していたわけでもない。

おわりに

一二五〇年以後ヘンリ三世の治世末年まで、「パラメント」は国王と諸侯とが、互いに利益を調整するために、あるいは共同してあたるべき仕事の負担について協議するために、話し合いの場として利用されていた⁽⁵²⁾。この「慣行」は次のエドワード一世時代にも引き継がれ、国王は諸侯との利害調整に気を配りつつ、共通行動の進行役として権力

を集中し始めた。その際にも州や都市の代表は一二九四年頃までは、国王や諸侯と協議したり交渉したりすることはあっても、立法や国政事項の決定に参加することはなかった。彼らは代表となることを渋ったが、課税を承認させられたり、国王援助を申し渡されるために召集されていた⁽⁵³⁾。そして通常は彼らはその呼び出しを厭わしく思っていた。アングロ・サクソン時代にクリア・レギスとして知られていた共同体的集會が、ノルマン征服後に国王と直臣との封建的會議に形を変え、それがいつの間にか、立法権や弾劾権を持つ庶民代表を加えた近代議會に变身するという系譜論的解釈は、時代画期性を無視する危険性を持つ。城戸氏が強調しているように、「外見上同一の制度が存続しながらも、その持つ意味・機能・性格は変化する社会のコンテクストの中で変化する⁽⁵⁴⁾」のであり、その変化は画期となる事件に伴って生じたことを歴史上の事実が示している。

注

- (1) 城戸毅『マゲナ・カルタの世紀』東京大学出版会、一九八〇年、一一三頁。
- (2) 城戸毅「イギリスにおける代議制と議會制」『岩波講座世界歴史』第一一巻、一九七〇年、二六頁、注九、*Close Rolls, Henry III, 1237-42, p.447.*
- (3) D. Carpenter, 'The Beginnings of Parliament', in *The House of Commons: 700 years of British Tradition*, ed. by J. S. Moore and R. Smith, London, 1996, reprinted in Carpenter, *The Reign of Henry III*, Hambleton, 1996, pp.405, 393.
- (4) 我が国では城戸毅氏が次のようにその意義を要約しておられる。「パラメントの継続的な歴史はここから始まる」。「パラメントが「政府が司法、行政上の事務を処理する機会たるにとどまらず、諸侯が参集して広く国政一般を討議する機関として現れるのはこのときが最初である」。「中世イギリス議會の一要素たる貴族寡頭政の政治理念がここに明確な表現を見ている。」(城戸前掲論文、三〇頁。)この引用文の中で、「諸侯が国政一般を討議する」ところがパラメントであるという箇所注目しておこう。城戸氏が諸侯、あるいは貴族寡頭政に注目しておられることに、筆者は大いに刺激を受け、シモン・ド・モンフォールの乱にお

ける改革派諸侯の国制史上の意義を解明することに主たる研究関心をおいて、多くの論文を書いてきた。ところが拙著に対して最近公にされた書評の中で城戸氏は、拙著における「王国共同体」解釈（改革派諸侯の共同体）を批判され、「この合言葉に諸侯によって代表された三身分あるいは集合としての国民を読み取るスタツプズの古典的見解をなお捨てることが出来ない」と述べておられる。『史学雑誌』一一三一一、二〇〇四年、一一四頁。

- (5) Treharne, R.F., and Sanders, J.J., ed., *Documents of the Baronial Movement of Reform and Rebellion, 1258-1267*, Oxford, 1973. pp.298-99. (以下 DBM)
- (6) 拙著、四四四―五頁。城戸前掲論文、三七、三八、四一頁。
- (7) Carpenter, 'The Beginnings of Parliament', p.405. 我が国の研究者にも同様の解釈がある。城戸氏は、「このパラメントには各州が四名の騎士を代表として送り、彼らを通じて国政に参加するよう求められたことはきわめてよく知られた史実であり、このパラメントと後に述べる一二六五年の会議は『シモン・ド・モンフォールの議会』として有名である」と述べる。『マグナ・カルタの世紀』一五一頁。
- (8) 城戸説も同意見である。改革運動に対して「地方住民の間に強い支持があることをみてとり、そうした地方住民の間で指導的役割を果たしている騎士層を国政の場に引き出して、彼らの立場を強めようとした措置である」と城戸氏は説明している。『マグナ・カルタの世紀』一五二頁。
- (9) *Foedera, Record Commission*, i, 1816, p.442. 州という地域の代表者が、代理権をも獲得した点について、城戸氏はこの史料が「不正確にはあるが、代理権について規定している」と見なしている。州の代表としての「騎士が州・地域共同体から権限委任を受けている」という認識、召集状に「彼らが諸侯と対等に政治問題の討議に参加するかのとき表現」を読み取る点に、城戸説の特徴があるといえよう。城戸前掲論文、四〇―四二頁。なおエドワーズの次の論文をも参照。J. Edwards, 'The Plena Potestas of English Parliamentary Representatives', in E. B. Fryde and E. Miller ed., *Historical Studies of the English Parliament*, vol.1, Cambridge, 1970, p.136.
- (10) Maitland, F.W., *The Constitutional History of England*, Cambridge, 1908, rep., 1968, p.73. メイトランド、小山貞夫訳、『イギリス下憲法史』創文社、昭和五六年、九九頁。
- (11) Holt, J.C., 'The prehistory of Parliament', Davis and Denton, ed., *The English Parliament in the Middle Ages*, Manchester UP.

1981, p.9, 16-17. 開催日は六月二二日である。

- (12) Latham, R.E., *Revised Medieval Latin Word List*, British Academy, 1980.
- (13) 拙稿「一二六四年の治安官」、村岡、鈴木、川北編『ジェントルマン』ミネルヴァ書房、一九八七年。このとき召集された州がすべて代表を送ったのか否かは不明である。
- (14) Pasquet D., *An Essay on the Origins of The House of Commons*, Cambridge, 1925, p.49.
- (15) Holt, op. cit., pp.21-22. 召集状の文言だけを見ると、騎士たちが「国政に参加するように求められた」と読めなくはない。しかし日程から見ると彼らが参加したのは、協議、議論、決定するためであったとはいえないのではないか。因みに『広辞苑』には議會は「公選された議員によつて組織され、国民や住民の意思を代表、決定する合議制の機関」とあり、また議會主義 parliamentarism とは「国内の最高政策を議會において決定してゆく政治方式」とある。一九世紀後半のイングランド議會はまさに議會政治を実現したものであったと言えようが、同じ基準は一二六四年のパラメントには当てはまらない。
- (16) Pasquet, D., *An Essay on the Origins of The House of Commons*, p.48.
- (17) *Close Rolls*, 1264-68, pp.84-88. 五港都市へは他の令状とは別に封緘勅状集に記録が残されている。それによれば発行は一月二〇日であり、これはパラメントが開かれたまさに当日である。これでは令状を受け取ったサンドウィチ市のバロンは、市民集會を開き代理権を取り付けてからロンドンへと出かけるには時間の余裕がない。 *Ibid.*, p.88; Holt, op. cit., p.16.
- (18) *The Seventh Centenary of Simon de Montfort's Parliament, 1265-1965*, Her Majesty's Stationary Office, 1965.
- (19) Pasquet, op. cit., p.55.
- (20) マディコットはレスタ伯が州代表の騎士たちの要求に直接答えたものと見なし、その証拠として、ユダヤ人金貸しの領主に対する債権の棒引き、州裁判集會への欠席にたいする差し押さえの差し止め、beaupleaderすなわち訴訟手続き不備による敗訴の救済の例を挙げている。J.R. Maddicott, *Simon de Montfort*, Cambridge, 1994, pp.314-6. しかしこれらは封建諸侯全体にとっての不満あるいは要求であり、騎士にのみ関わることはない。また騎士の階級としての要求をまとめたものが史料として残っているわけではない。
- (21) Treharne, 'Why the Battle of Lewes matters in English History', in *Simon de Montfort and Baronial Reform*, Hambledon, 1986, p.169; Treharne, 'The Nature of Parliament in the Reign of Henry III', in the same, pp.224-5.

- (22) 城戸『マグナ・カルタの世紀』一五三頁。
- (23) 城戸、同書、一五四―一五五頁。城戸氏は別稿においてこの点に触れている。「一つの要素は内外の敵に対する示威と国民への宣伝という目的である」城戸、『世界歴史』論文、四〇頁。パスケは「原理よりも事件の方がますますシモンをジェントリや都市民の支持に依存させることへと強いた。とはいえ一二五八年に彼の党派が作り上げた制度自体は貴族主義的なものであるが」として、トレハーン説とは別の考えを示している。Pasquet, *op. cit.*, p.50.
- (24) 拙著、三〇頁。
- (25) 拙著、第一〇章。城戸説はこの点では私説とは意見が異なる。「代表が彼ら自身および州共同体を代表する全権を帯びて」城戸前掲論文、四一頁。
- (26) この点は既にパスケや中村英勝氏も述べている。Pasquet, *op. cit.*, p.57; 中村『イギリス議会史』新版、有斐閣、一九七七年、一七〇頁。J.R. Maddicott, *Simon de Montfort*, p.317.
- (27) *Foedera*, Rec. Comm., 1818 i, 444.
- (28) Pasquet, *op. cit.*, p.56.
- (29) ハの兵はトマス・ロットを認めず。Maddicott, *Simon de Montfort*, pp.284, 309-11. 軍事力については p.306.
- (30) *CR*, 1264-68, pp.80, 88-89, 他にも例は多し。pp.91, 97.
- (31) Maddicott, *Simon de Montfort*, p.290.
- (32) Maddicott, *op. cit.*, pp.308-9.
- (33) *Ibid.*, p.311.
- (34) rationabiles expensas suas in veniendo ... et ad redeundo. *DBM*, pp.304-7.
- (35) *DBM*, pp.306-9; ホワードの釈放の記事の日付は史料によら異なる。CPR, 1258-66, p.412; *Foedera*, I, i, p.452; Maddicott, *Simon de Montfort*, p.316n.
- (36) メントランズ、小山貞夫訳『イギリスの初期議会』創文社、一九六九年、五一―六頁。Selected Historical Essays of F. W. Maitland, ed., by H. M. Cam, 1957.
- (37) CPR, 1258-66, pp.486. 三月一四日付のエドワードの釈放に関する「命令」は *Calendar of Charter Rolls*, ii, p.54と印刷されて

528. *DBM*, pp.308-315.

(38) 一二六五年三月時点でのレスター伯政府が使う「王国共同体」の語が、州代表の騎士を意味することについては、拙著四四六頁参照。

(39) *DBM*, pp.306-7. cum consilio nostro super deliberatione Edwardi filii nostri carissimi et securitate inde facienda necnon et aliis arduis regni nostri negotiis... iidem milites moram diuturniorem quam credebant traxerint ibidem, proptere quod non modicas fecerunt expensas.

(40) *DBM*, 310-313.

(41) Maddicott, *op. cit.*, p.311; *Robert of Gloucester*, Rolls Series, ii, p.752; *Manners and Household Expenses of England in the Thirteenth and Fifteenth Centuries*, ed, by T. H. Turner, 1841, pp.xxvii, 14.

(42) *CR*, 1253-54, pp.115-6, 119; *CPR*, 1247-58, p.279-80; Maddicott, 'The Earliest Known Knights of the Shire: New Light on the Parliament of April 1254', *Parliamentary History*, 18-2, 1999, pp.109-30. トライコンヒットの集録や一二六四、六五年のハンナムントの前史と見なす「スタンプス説の正しさを裏書きする例」もそのうち。 *Ibid.*, pp.126-8.

(43) *Ibid.*, p.119. reluctant knights のことだ。 S.Waugh, 'Reluctant Knights and Jurors', *Speculum*, LVIII, 1983, pp.949, 956-9. 援例の早知のことは S.K. Mitchell, *Taxation in Medieval England*, New Haven, 1951, pp.233-4.

(44) *Ibid.*, pp.214-6; *CPR*, 1247-58, pp.280-1.

(45) Maddicott, 'Earliest Known Knights', p.117.

(46) Mitchell, *Taxation in Medieval England*, pp.229, 231, 325; *CR*, 1254-56, p.160.

(47) Mitchell, *op. cit.*, pp.233-4.

(48) *Handbook of British Chronology*, 3rd ed., by E.B. Fryde et al., 1986, p.545.

(49) Mitchell, *op. cit.*, pp.226-7.

(50) *Ibid.*, pp.231-6.

(51) リュイスの戦いで敗れて逃走した諸侯や、以前からレスター伯に反抗的であった諸侯、あるいはパラメント直後に宮廷を離れたグロスタ伯や、代表を送ってこなかったシュロップシアやスタフォードシアの州共同体が反レスター伯派である。その中核に座る

べきエドワード王子はグロスタ伯の管理下におかれていたが、彼の逃亡を図る企てが繰り返されており、五月二八日に実際に逃亡した。

(52) この点については城戸説の特徴として上述した。ミッチェルも有力諸侯の同意がこの体制の維持にとって不可欠であることを結論している。 *op. cit.*, p.226.

(53) Edwards, 'The *Plena Potestas* of English Parliamentary Representatives', *Oxford Essays in Medieval History presented to H. E. Salter*, Oxford U.P., 1934. 訳は E.B. Fryde and E. Miller, *Historical Studies of the English Parliament*, vol.1, Cambridge, 1970に再録されている。本稿は後者から引用した。 p.144.

(54) 城戸前掲論文、一六頁。

(本稿は平成一七年度科学研究費基盤研究B「イギリス中・近世史資料の総合的研究」(代表直江眞一)による研究成果の一部である。)